

自由権規約における効果的な救済措置を受ける 権利に関する若干の考察（１）

佐 藤 文 夫

目 次

はじめに

第 1 章 付随的権利性

第 2 章 自立的権利性

1. 規約文言
2. 自由権規約委員会初期の事例検討
3. カザンツィス (Kazantzis) 対キプロス事件
 - (1) 本決定の分析
 - (2) 本決定の評価
4. カザンツィス事件後の事例検討

はじめに

市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下、「自由権規約」または単に「規約」という。）2条3項柱書は、「この規約の各締約国は、次のことを約束する」と定め、以下、a号で、「この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、公的資格で行動する者によりその侵害が行われた場合にも、効果的な救済措置を受けることを確保すること」、b号で「救済措置を求める者の権利が権限のある司法上、行政上若しくは立法上の機関又は国の法制で定める他の機関によって決定されることを確保すること及び司法上の救済措置の可能性を発展させること」、そしてc号で「救済措置が与えられる場合に権限

のある機関によって執行されることを確保すること」と定める。そして2条3項は、「一般的な救済措置を受ける権利(a general right to a remedy)」を定めるものである¹⁾。

2条3項は、人権侵害被害者に対し国内的に効果的な救済措置を保障しようとするものである。人権の尊重は効果的な救済措置を伴って初めて実効性をもつものであり、普遍的・一般的な人権条約でかかる理念を認めた意義は大きい²⁾。またこの規定は、人権保障の第一義的責任が国にあることを示すものでもある。課題はこのような救済措置の実現である。その前提として、2条3項の規範的な意味が個々の締約国の主観を超えて、ある程度客観的に明らかにされる必要がある。この点で自由権規約委員会(以下、「委員会」ともいう。)が締約国による2条3項義務の履行に関し、個人通報審査制度および国家報告審査制度でどのような解釈を行ってきたのかが注目されよう。本稿では、主に個人通報に関わる決定・見解をふまえて考察を行おうとするものである。

自由権規約は、2条3項以外でも、例えば9条4項(逮捕・抑留について司法手続をとる権利)、14条5項(刑事上訴権)などで、より具体的な救済措置を定めている。2条3項とこれらの規定は、いわば「一般規則と特別規則の関係にある」場合が多いと思われる³⁾。本稿では、規約の認めるすべての権利・自由に関わりうるという2条3項の一般性に注目し、そのありうる多様な法的问题の内から、付随性、自立性、適用可能性、効果的な救済措置などの基本的な問題について、考察を加えようとするものである⁴⁾。

* 本稿では、国連文書に関しては、UN Doc. の部分を省略している。

1) 自由権規約委員会は一貫して2条3項の権利性を肯定する。たとえば、「しかしながら、[2条3項の定める]この一般的な救済措置を受ける権利は、付随的であり、……」。Fanali v. Italy, 31 March 1983, CCPR/C/18/D/75/1980, para. 13. 文脈上単に「救済措置を受ける権利」と表現されることも多い。例えば、「よって、2条の下で救済措置を受ける権利は、……」。S. E. v. Argentina, 26 March 1990, CCPR/C/38/D/275/1988, para. 5.3.

2) 2条3項は、イギリスの提案に基づくが、規約侵害に対する効果的な救済措置に原則賛成の広いコンセンサスが存在していたとされる。M. Nowak, U. N. Con-

venant on Civil and Political Rights: CCPR Commentary, 2nd. ed., 2005, p. 32 参照。

なお、同種の規定として、世界人権宣言8条、欧州人権条約13条、米州人権条約25条などがあるが、世界人権宣言は条約ではなく、後二者は地域的な条約である。

- 3) 例えば、「委員会の確立した判例法によれば、規約14条5項は規約2条3項a号との関係で特別規則 (a *lex specialis*) であり、……」。Terron v. Spain, 5 November 2004, CCPR/C/82/D/1073/2002, para. 6.6.
- 4) 本稿が考察しないもののうち、例えば、人権侵害認定後の救済措置の問題は重要である。このうち国際機関による人権侵害認定後の救済措置の勧告とそのフォローアップについて、拙稿「自由権規約個人通報制度の現状と若干の評価」『国際法外交雑誌』98巻1・2合併号80-93頁参照。また、他条の侵害問題を扱うとき2条3項が当該他条と結合して解釈される、いわば他条内容を豊富化する意義は考察外である。本稿で扱うのは、他条と結合させて2条3項侵害問題を扱う場合である。

第1章 付随的権利性

規約2条3項の効果的救済権は他の規約上の権利または自由と結合することが要求されている。これは、2条3項a号「この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が、……効果的な救済措置を受けること」(傍点筆者)の文言から明白である。この付随的性格は既に1981年3月27日のK. L. 対デンマーク事件 (No. 81/1980) 受理可能性決定で確認された。この事件で通報者は、自己の3件の民事訴訟に関する下級審の却下判決を支持した最高裁判決が2条3項a号、b号、c号に違反したこと等を申し立てた。委員会は、2条3項〔a号〕を引用した後、「それゆえ、救済措置が規約の他で認められた権利または自由の1の侵害に対して求められていない限り、2条3項違反は存在しえない」と判断した。なお本件では、「通報者は3件の訴訟物を示さず、かつ、当該訴訟がかかる権利または自由侵害に対する救済措置を得ることに関わっていたとは思われない」として通報が不受理とされた¹⁾。

その後、1983年3月31日のファナーリ (Fanali) 対イタリア事件 (No. 75/1980) 受理可能性決定で、委員会は、「〔2条3項の定める〕この救済措置に対する一般的権利は、付随的 (accessory) 権利であり、本件におけるように、この権利が結合されているとされる権利が留保により排除されるときは、援用され

えない」,と付随性を明確に確認している²⁾。もっとも、本件における他の権利は、14条5項の定める刑事上訴権であるが、厳密には通報者は14条5項違反の救済を求めて2条3項を援用していたわけではない。刑事上訴権を2条3項から導くために2条3項を援用していたのである³⁾。

1989年11月3日のM. G. B. およびS. P. v. トリニダード・トバゴ事件(No. 268/1987)受理可能性決定は、会社登録の拒否に関し2条3項a号および5条〔規約の権利・自由の制約〕違反の主張に関し、「これらの条は国による一般的約束であり、選択議定書上個人により、単独で(in isolation)援用されえない」とした⁴⁾。本件は、その後の事件で委員会の先例をなすものとして引用されることがある点で、重要である⁵⁾。

このように表現上の違いはあるものの、委員会は、一貫して2条3項の付随的性格を肯定してきたといえる⁶⁾。

この付随性は、もちろん個人の権利の観点で重要であるが、一方上で見られたように、委員会権限との関連では、受理可能性審査において、不受理の理由として重要な機能を果たすことがある。その際、通報者が規約の他の権利と結合させていないとされる場合(典型例。K. L. 対デンマーク事件)に加え、他の権利と結合させているものの、当該他の権利に関わる主張部分が不受理とされる場合(典型例。ファナーリ事件)、にも適用された。後者に関し、常に付随性を欠くといえるのかは、なお検討の余地はありうる。

1) 以上、本件に関しては、K. L. v. Denmark, CCPR/C/12/D/81/1980 参照。

2) Fanali v. Italy, CCPR/C/18/D/75/1980, para. 13.

3) 「通報者は、自己の上訴権がイタリアの留保の不適用により確認されるのみならず、規約2条3項の規定によっても確認される、と主張した」(傍点筆者)。Ibid., para. 6.3. なお、マクゴールドリックは、本件でいう「付随的権利」性が、2条3項の非独立性(非自立性)と結びつけて理解されうる余地のあることを指摘する(p. 434)が、別所で彼もいうように(p. 287)直接的にはこの問題と無関係と考える。

4) M. G. B. and S. P. v. Trinidad and Tobago, CCPR/C/37/D/268/1987, para. 6.2 .

5) 例えば、1990年3月26日のS. E. v. アルゼンチン事件(No. 275/1988)不受理決定。「通報者は、規約2条を援用し、救済措置を受ける権利の侵害を主張した。

この文脈で、委員会は、規約2条が国家による一般的約束であり、選択議定書上個人により、単独で (in isolation) 援用されえないというその従来の先例 (its prior jurisprudence) を想起する (M. G. B. and S. P. v. Trinidad and Tobago, para. 6.2)。¹⁾ S. E. v. Argentina, CCPR/C/38/D/275/1988, para. 5.3. なお、この S. E. 事件は、後述のカザンツィス事件決定で、付随性の先例として引用されている。2章3節(1)、(2) 参照。

- 6) 最近の例として、たとえば、2006年10月18日のブラン (Brun) 対フランス事件 (No. 1453/2006) 受理可能性決定がある。「委員会は、規約2条が規約の他の規定と関連してのみ個人により援用されうることを想起」している (Brun c. France, CCPR/C/88/D/1453/2006, para. 6.5)。

第2章 自立的権利性

1. 規約文言

付随的性格を有する2条3項の定める効果的な救済措置を受ける権利は、さらに、自由権規約の他の権利侵害の確立に依存するかどうかどうかが問題となる。別言すれば、通報者が他の規約権利の侵害を「主張する」ことで足りるかどうか、つまり自立性を有するかどうかの争点である。これは、2条3項の存在意義を減じかねない重要な問題である。

自由権規約2条3項a号は、「この規約において認められる権利又は自由を侵害された (are violated/auront été violés) 者が、……効果的な救済措置を受けることを確保すること」と定める。字義的には、いずれの解釈も成り立ちうる¹⁾。また同b号の関わりも問題となりうる。委員会の先例が確認されなければならない。

2. 自由権規約委員会初期の事例検討

(1) 自立性の肯定事例として1983年7月21日のルイエイエ (Luyeye) 対ザール事件 (No. 90/1981) 見解が挙げられることがある²⁾。本件で通報者は、恣意的逮捕、拘禁中の取り扱い等に関し、9条、17条、10条違反を主張し、拘禁に対する行政長官への不服申し立ておよび国家元首への書簡提出以外の救済措置の不存在に関し2条3項違反を主張した³⁾。委員会は、「委員会によって

認定された事実が、〔自由権規約〕の違反、特に、以下の違反を明らかにしている」、とし、9条1項から4項および10条1項違反の認定に続けて、「苦情を申し立てられた規約違反 (the violations of the Covenant complained of) に対しザール国内法上効果的な救済措置が存在しなかったゆえ」、2条3項に関しても違反とした⁴⁾。2条3項自体の違反を認定するに当たり、「苦情を申し立てられた規約違反」と対応させている。これは、2条3項が「違反の主張」にも対応することを認めたとも解しうるものである。ただ本件では、違反が認定事実のどの部分と対応し、何故違反となるのかについて、具体性がない。一応、2条3項違反については、認定事実中の「拘禁中彼は行政長官にそして書簡で国家元首に訴えたが、結果は出なかった」に対応するものと考えられるが、他条との関わりについては不明である。他条として例えば9条1項および10条1項を想定したとしても、いずれについても違反が認定されている。従って、自立性を明確に認めた先例として位置づけることには慎重さを要する⁵⁾。

(2) 1983年7月25日のC.F. 他対カナダ事件 (No. 113/1981) 受理可能性決定で、受刑者たる通報者は選挙権を与えられていないことに対し25条違反を主張したが、国内救済措置不完了争点に関し、利用されていなかった宣言的判決手続をめぐり、政府と通報者の評価が対立した⁶⁾。委員会は次のように述べた。「委員会は、通報者が1981年4月13日の選挙前に宣言的判決をえることが出来なかったかもしれないが、その後の判決はそれにもかかわらず、原則として、規約2条3項および選択議定書5条2項(b)の想定する意味における効果的な救済措置でありえたであろう、と考えた。規約は規約の保障する権利の1の侵害が生じた (has occurred) ときはいつでも救済措置が付与されなければならないと定める。従って、規約は一般的に、防止的保護を命じておらず、事後的に (ex post facto) 効果的な救済措置を要求するにとどまる」と(傍点筆者⁷⁾)。選挙権関連苦情申立てが事後的な宣言的判決手続という司法救済手続により処理されることを2条3項を満たす効果的な救済措置として黙示的に肯定しているとも考えられるゆえ、自立説的であるとみることも出来よう。ただ、事後的救済措置原則を強調する文脈ではあるものの、「侵害が生じた」の表現は、明白に非自立説的である。この初期の先例からいずれかの結論導くことは慎重で

なければならないといえよう⁸⁾。

(3) 1987年3月27日のS. H. B. 対カナダ事件 (No. 192/1985) 受理可能性決定で自立性の争点が提起されたことが注目される。通報者は、離婚に伴う財産分割、子に対する監護教育権等に関連して、自由権規約の多くの権利の侵害を主張し、さらに自己の人権侵害に対する効果的な救済措置が確保されなかったとして2条違反を主張した。これに対し、カナダは、3条違反の主張に対する反論とともに、次のように述べた。「〔規約2条1項から3項および3条〕の規定は、規約の他条が侵害されたかどうかの決定に関連するけれども、それ自体として独立した侵害はありえない」と⁹⁾。これは2条が他条侵害決定の関連要素にとどまり、2条自体の侵害は成立しえない、とするものである。付随性の極端な主張であり、2条の自立性の完全な否認であるし、効果的な救済措置を受ける権利の否定でもあろう。委員会は、通報を国内的救済措置不完了を理由に不受理とし¹⁰⁾、この争点に立ち入ることはなかった。この推論で特に問題はないと思われるが、重要な論点としてカナダの議論を傍論で扱う機会ではありえたと思われる。委員会内において成熟していない論点であったための慎重さによるものかもしれない。

(4) 一方、非自立性の法理を採っていると思われる事例として、1990年3月26日のS. E. 対 アルゼンチン事件 (No. 275/1988) 受理可能性決定およびR. A. V. N. 他 対 アルゼンチン事件 (Nos. 343, 344 and 345/1988) 受理可能性決定がある。両事件の主要争点は、「汚い戦争」時の殺害・拉致(アルゼンチンにつき規約・選択議定書発効前)有責者の免責にかかわる立法(同発効後)が2条違反となるかどうかであった¹¹⁾。委員会は、受理可能性決定で、2条の付随性にかかわる先例を確認した後、次のように述べる。「個人(通報者)が2条を規約の他の条と結合させて援用しうるのみであることに留意し(援用する範囲で)、委員会は、規約2条3項a号が各締約国は『この規約において認められる権利又は自由を侵害された者が.....効果的な救済措置を受けることを確保すること』(強調委員会)を約束すると定めていることを考慮する。よって、2条の下で救済措置を受ける権利は、規約権利の侵害が確立された後にのみ生ずる」と(傍点筆者)¹²⁾。これは明確に規約権利の侵害確立の法理を肯定

しているといえよう¹³⁾。この法理を前提にして、委員会は、規約権利の侵害があったとしてもアルゼンチンにつき規約・選択議定書発効前の事件に関わることを根拠に、時間的理由で本通報部分を不受理とした¹⁴⁾。

(5) 以上の検討から、委員会は当初、全体として、効果的な救済措置を受ける権利に明確な性格づけをしていなかったといえよう¹⁵⁾。欧州人権裁判所が1978年のクラス他対西ドイツ事件判決で欧州人権条約13条の自立性を肯定した¹⁶⁾ ことと対比される。特に比較的に新しい1990年のS. E. 対アルゼンチンおよびR. A. V. N. 他対アルゼンチンでたまたま「規約権利の侵害確立後」という断定表現が使用されたことは留意される。欧州と比較して、事例の少なさから2条3項の国内的救済措置の側面での活用の必要性は余り意識する必要はなかったのかもしれない。もっとも欧州人権条約機関と異なり、2条3項は委員会による規約違反認定後の救済措置の勧告の側面で大いに活用できていたのである(「はじめに」注4参照)。

3. カザンツィス(Kazantzis)対キプロス事件(No. 972/2001; 2003年8月7日受理可能性決定)

(1) 本決定の分析

委員会が明確に2条3項の自立的権利性を肯定したのはカザンツィス事件においてであったと思われる。以下、この決定の分析と評価を行う。

通報者たる弁護士(カザンツィス)が最高裁判所評議会による裁判官の空席補充募集に応募し、不採用とされた。通報者は自分より能力の劣る者が任命されたことが25条、そして付加的に17条、26条違反である、と主張した。またこの不採用に関し、裁判を受ける権利および公正な審理を受ける権利(2条および14条)が奪われたと主張した¹⁷⁾。委員会は、25条、17条、26条および14条違反に関する通報部分を不受理とした後、2条違反部分の受理可能性を検討した。委員会は、「通報者は、規約2条を17条、25条c号および26条と共に援用した。これは、通報者が裁判官としての不任用を争う可能性がなかったことが規約2条3項a号およびb号の定める効果的救済措置を受ける権利(the right to an effective remedy)の侵害となったかどうかの問題を惹起する」、

とし、通報者の提起する本案問題が2条3項の効果的救済措置を受ける権利違反の存否問題であることを明確にする。そして、「2条3項は、規約権利の効果的な保護に加え、締約国が個人がこれらの権利を擁護する(vindicate)ための利用可能な、効果的な、そして執行可能な救済措置(accessible, effective and enforceable remedies)を受けることをも確保しなければならないことを要求する」として、2条3項が国による人権の効果的な保護に加え、国による権利行使のための利用可能な、効果的な、そして執行可能な救済措置を確保することを内容とする規定であることを確認する。そして「委員会は、2条が規約の他条と結合して個人により援用されうるにすぎないことを想起し」て、2条が付随的な性格の規定であることを確認する。以上をふまえ、2条3項a号とb号の解釈を行なう。委員会によれば、2条3項a号の『権利又は自由を侵害された者が、効果的な救済措置を受けることを確保すること』に関し、「この規定の文言解釈(literal reading)は、規約が保障するもの(guarantees)の1の実際の違反(an actual breach)が賠償または復職のような救済措置を得る前提条件として正式に確立されることを要求するようにみえる」とする。「しかしながら、2条3項b号は、権限のある司法上、行政上または立法上の機関によるそのような救済措置を受ける権利の決定を確保するよう義務づけるが、かかる保障は、当該機関が侵害がまだ確立されていない場合に利用できないとしたら、無意味(void)となろう」とする¹⁸⁾。2条3項の総体として得られる効果的な救済措置を受ける権利は、侵害がまだ確立されていない侵害主張段階でも利用できる性格をもつことを肯定するものである¹⁹⁾。

(2) 本決定の評価

本決定は、2条3項a号の文言解釈から「違反確立」性を導びいている。これは、S. E. 対 アルゼンチンおよび R. A. V. N. 他 対 アルゼンチンの立場に沿ったものと思われる。ただこれら事件での断定的表現に比べ、「みえる(seem [s])」とニュアンスのある表現を使用する。従って、2条3項b号との調和的解釈に向けた表現ととらえることも可能であろう。2条3項a号に関しては、違反確立の場合の適切な救済措置の例として「賠償」と「復職」を挙げ、そのような前提条件をほとんど満たさない場合の救済措置の例として、2条3項b

号の司法的、行政的または立法的救済措置に言及し、矛盾を浮き立たせることにより、本号とb号を「違反の主張」説として調和的に解釈することが示されることになる。欧州人権条約のようにb号相当規定を欠く場合は、成り立たなかった可能性のある解釈であり、b号の存在の重要性が指摘されることになる²⁰⁾。

他方、本決定の趣旨は、2条3項a号が違反確立後に対応する救済措置を定め、同b号が違反確立前の救済措置を定めている、ということも考えられる。本決定は2条3項〔b号〕の適用条件としての「弁論可能性」に関し次のように述べる。「締約国は、2条3項b号に基づき、かかる主張がどのように実質を欠く(unmeritorious)ものであれそのような手続を利用可能にすることを合理的に要求されえないものである一方、2条3項〔仏語文：b号〕は、申し立てられた被害者の主張が規約上弁論可能であると十分根拠づけられる場合にその者に保護を与える」と(傍点筆者²¹⁾)。傍点箇所に関し、本件同様英語文がオリジナル文のフォーレ事件(後出)も本件と同じであるが、仏語文がオリジナル文のデュモン事件(後出)、英語文がオリジナル文のアンダーソン事件(後出)では両者に「b号」があり、スペイン語がオリジナル文のロドリゲス事件(後出)では、英仏西語文とも「b号」が欠落している。やや不整合がみられるが、文脈からは「b号」に限定しているようである。

2条3項の自立説の根拠を2条3項b号に求めるか、2条3項a号、b号に求めるかにかかわらず、2条3項は全体として、現実の侵害確立の前および後の状況にも対応しうる効果をもつことが肯定されたことになる。この関連で、国家報告制度の枠組みという限定はあるが、2004年3月29日採択の2条に関する一般的意見31(80)が留意される²²⁾。この一般的意見では、「2条3項」が権利侵害の主張に向けられた救済手続の側面(15項)と、違反確立後の救済措置を与える義務の側面(16項)を有することを敷衍している。その際、特段a号、b号にふれるところはない。

本決定は2条3項b号が、「救済措置を受ける権利の決定を確保する」という、「保障」を定めたとする(「保障」の内容は、当該機関が侵害がまだ確立していない場合に利用できることである)。ややわかりにくいいい回しである。

本号の英語正文「救済措置を求める者の〔救済措置を受ける〕権利が……決定されることを確保する」に対応するものであろう。本号の仏語正文は、「救済措置を求める者の権利(pl.)について決定することを保障する」であり、「規約の実体権」を前提とする規定と解釈されうるのであり、より明解である。本決定の該当部分の仏語文は、「そのような救済措置を受ける権利について言い渡すようにすることを締約国に義務づける」、であり、英語(オリジナル)文と同じ、「救済措置を受ける権利」を前提とする。従って、「救済措置を受ける権利の決定を確保する」という「保障」は、委員会により意識的に使用されていることが分かる。これは、救済措置を受ける権利の権利性を強調するものと解する。

本件で肯定された、規約権利侵害がまだ確立していない場合に2条3項〔b号〕の保障が利用されるということは、規約権利侵害主張が効果的な救済措置により処理されることをいうものである。従って、論理的に規約権利侵害主張の審査の結果がどのようなものとなるかということとは無関係であることとなる。よって、審査の結果規約違反がないとされた場合でも、当然2条3項〔b〕号違反とならない、ということではなく、違反もありうるし、また一方、規約違反ありとされた場合でも、当然2条3項〔b〕号違反となる、ということではなく、違反とならないこともありうることを肯定したものと見え、画期的で、重要な解釈を示したものと評価できよう。

先例との関連であるが、本決定は7条と結合する2条違反の検討部分でS. E. 対 アルゼンチン事件決定53項を注で引用する。ただそれはあくまでも付随的性格を確認する部分に関連してである²³⁾。当該引用部分は2条3項a号解釈と関連性を有するものであるが、全体として、違反確立後を強調するものであり(本章2節(4)参照)、本件ではそのようなものとしての引用ではない。本件は、(非)自立性に関連する先例を挙げていないのである。従って、新先例の体裁をとっていることになる²⁴⁾。ただ上で検討したように、いくつかの関連先例は存在したことをふまえると、実質は先例の変更または混乱した先例の統一とも評価できよう。よって、重要な争点に関わっていたことを考えると、少なくとも個別意見で補足が期待される場合であったと思われる。

本件で「無意味」の表現が使用されたが、実体権違反の実際の認定の場合の、特に行政上、立法上の救済措置のありうる有用性を考えれば、強調しすぎと思われる。

4. カザンツィス事件後の事例検討

(1) カザンツィス事件は、2条3項の自立性を受理可能性決定で確認したものであった。その点で、自立性を本案見解で展開した2005年10月31日のフォール(Faure)対オーストラリア事件(No. 1036/2001)が注目される。

オーストラリアとマルタの二重国籍者の通報者フォールは、「失業のための作業計画」への出席を失業手当の削減または停止と結合させて要求されたゆえ8条3項a号違反の強制労働を要求されたと主張した。またこの苦情申立てに関し救済措置がなかったとして2条2項、および3項a号、b号、c号の違反を主張した²⁵⁾。政府は後者の主張に関し、次のような反論を行った。「締約国は、規約2条上の主張は規約と非両立であり、そしてさらに提出された事実に適用できない、と述べる。締約国は、2条が規約の実体条項の付随的な性格をもち、よって規約8条の違反がない場合、別の2条問題が生じえない、との委員会の先例に言及する。さらに、通報は2条違反に達する可能性のある主張を含まないし、通報はまた主張された違反の性質も備えていない」と²⁶⁾。オーストラリアが委員会先例を非自立性ととらえていることが注目される。ただかかる強い主張をうらづける先例はまったく挙げられていない。もちろん不利な先例たるカザンツィス事件への言及はない。もっともオーストラリアの立場はS. H. R. 対カナダにおけるカナダのように、違反のある場合にまで付随性を拡張していないようである。

委員会は国内救済措置不完了の抗弁を斥けた後、「2条および8条に基づく主張が規約の事項的範囲外であり、そして十分に根拠が示されていないとの弁論に関し、委員会は、受理可能性の適用上、通報者が規約のこれらの条に基づく主張を根拠づけるのに十分な重みをもつ弁論を展開した、と考える」、として政府の不受理抗弁を斥けた²⁷⁾。結局被告の提起した論点は、本案の審査に委ねられたのである。

委員会は、8条3項に基づく主張の審査に先立って、2条に基づく主張を審査した。そこではカザンツィス事件決定の66項の大部分を引用した²⁸⁾後、「この〔=カザンツィス事件の〕推論を、締約国が規約8条違反に対し効果的な救済措置を与えなかったという本主張に適用することにより」、検討を行うのである²⁹⁾。これは2条3項の基本的性格に関し、カザンツィス事件が先例であることを明確にしたものである。そしてこのことは、他の実体権侵害問題の検討を先行させていないこととも考え合わせると、オーストラリアの付随性議論を暗黙的に否定したことが窺える。さらに、かかるカザンツィス法理の適用の結果、8条と結合した2条違反が認定された³⁰⁾。一方、8条3条に関しては違反なしとされた³¹⁾。これは、他の条の違反がなくとも2条3項の違反が成立しうることを確認したことになる。よって、カザンツィス法理が自立性を意味するものであり、完全にオーストラリアの議論を否定するものであることを明らかにしたといえる。従って、本件は、カザンツィス決定の先例性の確認と、カザンツィス事件の意味する自立性の確認を行なう、重要な事案であると評価できる。またカザンツィス法理が本案でも適用されるものであることも確認したのである。

(2) 2006年7月25日のドウ・シャサール (de Chassart) 対イタリア事件 (No. 1229/2003) 受理可能性決定は、カザンツィスおよびフォール両事件に依拠し、そして2006年10月31日のアンダーソン (Anderson) 対オーストラリア事件 (No. 1367/2005) 受理可能性決定は、カザンツィス、フォールおよびドウ・シャサールの3事件に依拠し、不受理決定を行なう。ただ、カザンツィス、フォールにおける、2条3項b号の自立性を肯定した文は削除されている³²⁾。2007年3月28日のロドリゲス (Rodríguez) 他対スペイン事件 (No. 1213/2003) 受理可能性決定は、カザンツィスにのみ依拠し、引用文中で2条3項b号の自立性を肯定した文を含める³³⁾。フォール以外は、いずれも不受理決定であり、規約権利の他条権利侵害の主張の弁論可能性との関連性が委員会により争点とされた。カザンツィスでは、弁論可能性を議論することが成立する前提として自立性が確認されなければならなかったのである。それ以外の2事件では、カザンツィスで自立性の確認がなされている以上、直ちに争点たる弁論可能性問題の

確認で足りたとも考えられる。そのような趣旨であることはロドリゲス他事件の引用法から確認できよう。

以上から、2条3項の基本的性格に関し、ここで検討したカザンツィス以降の事例により、カザンツィスの法理(フォール見解での確認を含む。)でいう自立性が、委員会の完全な先例として確立したものと結論されるのである³⁴⁾。

- 1) この規定と基本的に同一規定の、欧州人権条約13条文言に関わる学説上の同種の議論について、拙稿「ヨーロッパ人権条約における効果的な救済措置を受ける権利に関する若干の考察(一)」『成城法学』第56号8頁参照。なお、仏語正文は、欧州人権条約の“ont été violés”ではなく、“auront été violés”である。やや侵害の「仮定」的要素が強くなっていると思われるが、両者が両義とする解釈についても、同上拙稿参照。
- 2) マックゴールドリックは自立性を認めた先例と解する。D. McGoldrick, *The Human Rights Committee: Its Role in the Development of the International Covenant on Civil and Political Rights*, 1991, p. 286, para. 6.33 and p. 447, note 404.
- 3) *Luyeye v. Zaire*, CCPR/C/19/D/90/1991, paras. 2.1-2.3 参照。
- 4) *Ibid.*, para. 8.
- 5) ノヴァックは「自立性」の議論の文脈で特にこの見解にふれていない(後掲注12参照)。マックゴールドリックは、特に説明することなく、本件見解と共に1990年3月26日の「ルビコン湖部族」事件見解も自立性の事例として引用する(D. McGoldrick, *op. cit.*, p. 447, and p. 457, note 404参照)。この事件で、委員会は、27条違反を認定した後、被告カナダが「委員会が2条の意味で適当とみなす救済措置により状況を改善することを提案している」ことに言及した。自立性を示すものではなく、むしろ違反認定後の救済措置の文脈における2条のかかわりを示している。*Ominayak and the Lubicon Lake Band v. Canada*, CCPR/C/38/D/167/1984, para. 33 参照。
- 6) *C.F.et al. v. Canada*, CCPR/C/24/D/113/1981, paras. 1, 4.2 and 5.2.
- 7) *Ibid.*, para. 6.2.
- 8) なお、本受理可能性決定では、宣言的判決手続不十分となるにもかかわらず、本件選挙関係苦情申立てがカナダ裁判所で受理されることが不明である点と行政機関が将来の類似状況で宣言的判決を実施する義務が不明である点により、受理が排除されない、とした。もっともその後この受理可能性決定の再審査により、1985年4月12日に本通報は不受理とされた。*Ibid.*, paras. 6.2 and 10.2.
- 9) 以上、*S. H. B. v. Canada*, CCPR/C/29/D/192/1985, paras. 1, 2.2 and 5.3 参照。

- 10) Ibid., para. 7.2.
- 11) S. E. v. Argentina, CCPR/C/38/D/275/1988, paras. 2.1-2.2 and 3.1 ; R. A. V. N. et al. v. Argentina, CCPR/C/38/D/343-345/1988, paras. 1-2.3.
- 12) Ibid., para. 5. 3. ; ibid., para. 5.3. () は、(強調委員会) を除き、R. A. V. N. 他事件の表現である。
- 13) 同旨ノヴァック。M. Nowak, op. cit., p. 67, note 200. ただし、自立説の立場から、「誤っているように見える」と批判的である。
- 14) 委員会は次のように述べる。「しかしながら、規約のいくつかの条の侵害を構成しえたであろう〔失踪と死亡の〕事件であって、それに関し救済措置が援用されえたであろうものは、アルゼンチンにつき規約および選択議定書発効前に生じた。それゆえ、通報のこの側面が時間的範囲で不受理であるため、委員会は事案を審査することはできない」。CCPR/C/38/D/275/1988, para. 5.3 ; CCPR/C/38/D/343-345/1988, para. 5.3.
- 15) メーゼは、委員会が既侵害の立場であったとする。ただ先例を挙げていない。E.Møse, “Article 8”, G. Alfredsson and A.Eide (eds.), The Universal Declaration of Human Rights, 1999, p. 206.
- 16) 拙稿、前掲(本章注1)32 33頁参照。
- 17) Kazantzis v. Cyprus, CCPR/C/78/D/972/2001, paras. 3.1-3.2.
- 18) 以上, ibid., paras. 6.4-6.6 参照。
- 19) ただすべての実体権侵害主張ではなく、弁論可能なもの、という基準を導入する(後で、検討する)。なお本件は結局、「本通報者は、受理可能性の適用上、17条、25条および26条に基づく主張を根拠づけることが出来なかったことに鑑み、彼の規約2条違反の主張も」不受理とされた。Ibid., para. 6.6.
- 20) 欧州人権裁判所はクラス他対西ドイツ事件判決で2条3項a号相当の欧州人権条約13条の規定から、裁判所の理解する文言解釈を採用せず、いわば実効的解釈により、権利侵害主張説を導いた。拙稿、前掲(本章注1)33頁参照。
- 21) CCPR/C/78/D/972/2001, para. 6.6.
- 22) A/59/40 (Vol. I), pp. 175-179, Annex III.
- 23) CCPR/C/38/D/275/1988, note 9. なお、同一日の類似決定たる、R. A. V. N. 他対アルゼンチン事件への言及はない。
- 24) 本件以降の自立性確認事例において、本件を遡る事例の引用は未見である。
- 25) Faure v. Australia, CCPR/C/85/D/1036/2001, paras. 1 and 3.1-3.2.
- 26) Ibid., para. 4.5. その他8条苦情申し立てに対する国内的救済措置不完了抗弁と結合した同一抗弁、および受理可能性の適用上主張の根拠が十分でないとの抗弁も提出している。Ibid., para. 4.6.
- 27) 以上, ibid., paras. 6.2-6.3 参照。

成城法学77号(2008)

28) Ibid., para. 7.2.

29) Ibid., para. 7.3.

30) Ibid., paras. 7.3-7.4.

31) Ibid., para. 7.5.

32) de Chassart c. Italie, CCPR/C/87/D/1229/2003/Rev. 1, para. 8.9 et note 5; Anderson v. Australia, CCPR/C/88/D/1367/2005, para.7.6 and note 13.

33) Rodriguez et al. c. Espagne, CCPR/C/89/D/1213/2003, para.6.6 et note 5.

34) ノヴァックは、依然委員会の立場を非自立説ととらえているようである(M. Nowak, op.cit. p. 67) が、疑問である。

(さとう・ふみお = 本学教授)